

葬儀後手続き一覧

	手続き	窓口	申請期間	必要なもの	備考	チェック
健康保険	埋葬料(費)	会社の総務課 社会保険事務所	2年以内	印鑑 / 死亡診断書または埋火葬許可証の写し(被扶養者による請求の場合は、死亡診断書等に代えて死亡に関する事業主の証明でもいい)	<ul style="list-style-type: none"> ●「埋葬料(費)請求書」に記入 ●「家族埋葬料」は健康保険の扶養家族死亡の際に支給される 	
	家族埋葬料			印鑑 / 死亡診断書または埋火葬許可証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●「家族埋葬料請求書」に記入 ●「家族埋葬料」は健康保険の扶養家族死亡の際に支給される 	
労災保険	葬祭料	所轄労働基準監督所	2年以内	印鑑 / 死亡診断書または死体検案書 / 賃金台帳(勤務先で管理している) / その他の各種の添付書類が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●「葬祭料請求書」に記入 ●労災保険の年金で、業務上または通勤上の傷病で死亡したとき給付される 	
	遺族(補償)年金		5年以内	印鑑 / 住民票 / 戸籍謄本(抄本) / 除籍謄本(抄本) / 死亡診断書または死体検案書 / 賃金台帳(勤務先で管理している) / その他の各種の添付書類が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●「遺族(補償)年金請求書」「遺族(補償)一時金支給書」に記入 ●労災保険の年金で、業務上または通勤上の傷病で死亡したとき給付される 	
生命保険	保険金	生命保険会社	3年以内	印鑑 / 印鑑証明(保険金受取人) / 死亡診断書 / 保険証書 / 最終の支払い保険の領収書 / (戸籍謄本(抄本)保険金受取人 / 除籍謄本(抄本)被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> ●「死亡保険金請求書」入院給付金特約があるときは「入院証明書」 ●勤務先で加入している保険や生命保険付き住宅ローンがあれば手続きを 	
簡易保険	保険金	郵便局	5年以内	印鑑 / 死亡診断書 / 保険証書 / 領収書	<ul style="list-style-type: none"> ●「死亡保険金請求書」入院給付金特約があるときは「入院証明書」 	
国民年金	遺族基礎年金	住所地の市区町村の 国民年金課	5年以内	印鑑 / 住民票(世帯全員の写し) / 戸籍謄本(抄本) / 死亡診断書 / 死亡者の年金手帳(証書) / 請求者の年収が850万円未満であることを証明できる書類 / 振込金融機関名と口座番号	<ul style="list-style-type: none"> ●「遺族基礎年金裁定請求書」に記入 ●「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」の同時受給はできない 	
	寡婦年金		5年以内		<ul style="list-style-type: none"> ●「寡婦年金裁定請求書」に記入 ●「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」の同時受給はできない 	
	死亡一時金		2年以内		<ul style="list-style-type: none"> ●「死亡一時金裁定請求書」に記入 ●「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」の同時受給はできない 	

葬儀後手続き一覧

	手続き	窓口	申請期間	必要なもの	備考	チェック
厚生年金	遺族厚生年金	勤務先を管轄する 社会保険事務所	5年以内	印鑑、住民票（世帯全員の写し）、戸籍謄本（抄本）、死亡診断書、死亡者の年金手帳（証書）、請求者の年収が850万円未満であることを証明できる書類、振込金融機関名と口座番号	●「遺族厚生年金裁定請求書」に記入	
共済年金	遺族共済年金	所属していた共済組合	5年以内	印鑑、住民票（世帯全員の写し）、戸籍謄本（抄本）、死亡診断書、死亡者の年金手帳（証書）	●「遺族共済年金裁定請求書」に記入	
	葬祭料		2年以内	印鑑、住民票、戸籍謄本（抄本）、死亡診断書	●「葬祭料請求書」に記入	
国民健康保険	葬祭費	会社の総務課 市区町村の 国民健康保険課	2年以内	印鑑、保険証書、死亡を証明する書類	●「葬祭費支給申請書」に記入 ●市区町村ごとに金額や名目、支給制度が異なる	
銀行預金 （郵便貯金）	払戻し （名義変更・払戻し）	各銀行 郵便局		印鑑、印鑑証明（相続人全員）、住民票（銀行のみ）、戸籍謄本（抄本）、除籍謄本（抄本）、死亡診断書（銀行による）、相続人全員の同意書、遺産分割協議書、預貯金証書	●提出書類は1銀行につき各1通ずつ用意する（一部コピーでも可） 郵便貯金の名義変更は「郵便貯金貯金名義書換請求書」に記入 ●銀行等が死亡の事実を知ってから相続の手続きが完了するまで支払いは停止される	
不動産	名義変更	法務局 陸運事務所など		印鑑、印鑑証明（相続人全員）、住民票（被相続人）、戸籍謄本（抄本）、除籍謄本（抄本）、所有権移転（保存）、登記申請書、固定資産課税台帳、登録証明書、遺産分割協議書	●個々のケースに応じて書類を用意する	
株券（株式） 社債・国債	名義変更	各証券会社など		印鑑、戸籍謄本（抄本）（相続人）、除籍謄本（抄本）（被相続人）、名義変更申請書（株券、社債、国債など）	●無記名債権でも優扱等所有者の名義が関係している場合があるので注意を	
自動車	移転登録	陸運支局自動車 検査登録事務所		印鑑、戸籍謄本（抄本）（相続人）、除籍謄本（抄本）（被相続人）、移転登録申請書、自動車検査証、自動車検査証記入申請書、遺産分割協議書、自動車損害賠償責任保険証明書（提示のみ）	●書類は不動産に準じ個々のケースにより異なる ●自動車検査証書き替えによって、新しい所有者に納税義務が移る	
電話	名義変更	NTT		印鑑、戸籍謄本（抄本）（除籍者含む）、除籍謄本（抄本）（被相続人）、電話加入権承継届	●電話帳の名前の変更を申し出る	

葬儀後手続き一覧

「イオンのお葬式」  フリーダイヤル 24時間 ツアー ツアー

葬儀 イオン で 検索

0120-24-2828

	手続き	窓口	申請期間	必要なもの	備考	チェック
電気・ガス・水道	名義変更	所轄の電気会社 ガス会社 水道局		印鑑	●申し出のみで可	
死亡した者の 所得税の 確定申告	準確定申告	所轄の税務署	4か月以内	印鑑 / 源泉徴収表 / 生命保険・損害保険の領収書等 / 決算書（事業主の場合）	●「所得税確定申告書」	
相続税の申告	相続税	所轄の税務署	10か月以内	印鑑 / 印鑑証明 / 戸籍謄本（抄本） / 除籍謄本（抄本） / 遺産分割協議書の写し / 固定資産評価証明書 / 遺言書（ある場合のみ）の写し / 預貯金等の残高証明書等	●「相続税の申告書」所轄税務署より申告用紙 ならびに手引書を取り寄せる ●添付書が多いので税務署の窓口で確認を	
医療費控除 による税金の 還付手続き	医療費控除	所轄の税務署	5年以内	印鑑 / その年の源泉徴収票 / 支出を証明する領収書等	●「所得税確定申告書」 ●原則として10万円を超える医療費は控除の対象となる	
住宅ローン （生命保険）	保険金	生命保険会社		印鑑 / 印鑑証明（保険金受取人） / 死亡診断書 / その年の源泉徴収票 / 支出を証明する領収書等 / （戸籍謄本（抄本）保険金受取人 / 除籍謄本（抄本）被保険者）	●生命保険の手続きに準じ、取引銀行の指示どおりとする	